

家計も環境も快適に！
省エネ家電購入ガキペイ応援キャンペーン

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの削減と各家庭での省エネルギー活動を促進するため、省エネ家電を購入した市民を対象に、次のとおりデジタル地域通貨「ガキペイ」のポイント付与による支援を行います。



- ▶ **対象**／4月15日～12月15日に、市内の店舗で対象家電を購入し、市内の住宅に設置した人（インターネットでの購入は対象外）
 - ▶ **対象家電**／エアコン（目標年度2027年度の統一省エネラベル多段階評価が☆3.0以上）、電気冷蔵庫・冷凍庫（目標年度2021年度の統一省エネラベル多段階評価が☆3.0以上）
 - ▶ **付与額**／対象家電本体の購入合計額が、10万円以上20万円未満で1万円分のガキペイポイント、20万円以上で2万円分のガキペイポイント
 - ▶ **受付期間**／5月1日～12月22日（必着） ※予算上限に達した場合は、受付終了
 - ▶ **申請方法**／市HP「電子申請サービス」から申込または、大垣市省エネ家電購入ガキペイ応援キャンペーン窓口（環境政策課内、☎47-8637）へ
 - ▶ **募集件数**／1,000件程度
 - ▶ **備考**／申請には、ガキペイアプリのインストールが必要
- 

市HP



市HP

家族による見守りのきっかけに！
IoTを活用した「見守りサービス」の初期費用などを助成

離れて暮らす家族などによる見守りを支援するため、通信機能のある端末機を用いて安否や生活状況などの確認を行う「見守りサービス」の利用に係る初期費用などを助成します。

- ▶ **対象**／市内在住の65歳以上のひとり暮らし高齢者などを見守る人
※見守る人は市外在住でも可
 - ▶ **対象サービス**／通信機能を持つ端末機を用いてひとり暮らし高齢者などの安否や生活状況などを確認可能で、異常を検知した際に家族へ通知などを行う民間事業者サービスのうち、市が認めるもの
※見守りサービスの例は市HPから確認
 - ▶ **助成額**／サービス事業者が設定する初期費用(機器本体代金など)および月額利用料 ※対象期間は、最長6か月で上限額は15,000円
※補助金の交付は、原則見守りの対象となるひとり暮らし高齢者などにつき1回限り
 - ▶ **申込**／申請書(市HPからダウンロード可)
に必要事項を記入し、高齢福祉課(☎47-7424)へ
 - ▶ **備考**／①市への事前申請により助成対象サービスの認定が必要
②助成対象サービス認定後、サービス事業者への申込みが必要
- 
市HP



市HP

子どもの居場所づくりを
実施する団体を支援します

子どもたちの健全育成と安心して過ごせる居場所づくりを支援するため、市内で次の事業を実施する団体に補助金を交付します。

申請方法など詳しくは、市ＨＰをご覧ください。か、子育て支援課（☎47-7064）へ。



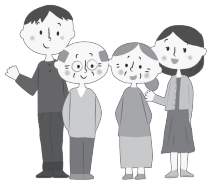
市HP

子どもの居場所づくり事業補助金		
	①事業補助金	②備品購入補助金
対象	・自治会などの地域団体、NPO法人などの市民活動団体 ・法人等定款・会則などを有する団体 など	
対象事業	市内において支援を必要とする子どものほか広く子どもたちに対し、子ども食堂や学習、遊びなどの機会や体験を提供する事業	
対象経費	子どもの居場所づくりに係る経費	子どもの居場所の開設および運営に必要な備品の購入に係る経費 ※「①事業補助金」の交付を受けていることが条件
補助率	10分の10	
限度額	実施回数に1万円を乗じた金額または20万円のいずれか少ない額 ※うち、施設使用料は1回あたり5,000円を限度	10万円 ※交付回数は1回限り

自家用車から公共交通へ乗り換えませんか？
運転免許証自主返納を支援

公共交通機関の利用促進および円滑な移行を支援するため、運転免許証自主返納者（年齢制限なし）に対し、市内路線バス、タクシー、地域鉄道いずれかの回数券を贈呈します。

- ▶ **対象**／運転免許証を自主返納し、申請時に市内に住民登録のある人
 - ▶ **申請期限**／自主返納した日から起算して1年以内
 - ▶ **内容**／市内路線バス、タクシー、養老鉄道、樽見鉄道(シルバー会員対象)いずれかの回数券(5,000円程度)を贈呈
 - ▶ **申請先**／交通政策課、各地域事務所・支所、市民サービスセンター
※交通政策課のみ即日交付、その他は後日郵送(2週間程度)
 - ▶ **申請方法**／交通政策課などで配布の申請書(市HPからダウンロード可)に「①申請による運転免許の取消通知書」と「②運転経歴証明書」それぞれの写しを添えて、直接または郵送で同課(〒503-8601 丸の内2-29)へ
※代理申請の場合は委任状が必要
 - ▶ **備考**／①②はいずれも免許返納時に大垣・養老警察署または、西濃運転者講習センター(☎91-6301)で交付されます。②は手数料1,150円が必要
 - ▶ **問合せ**／交通政策課(☎47-7386)へ
-
-
- 市HP



市HP

浄化槽の設置に補助

着工前に
必ず申請を

水質汚濁防止のため、次の要件を満たす浄化槽の設置に対して補助金を交付しています。

なお、補助金を申請する前に補助金事前確認書、工事を着工する前に補助金申請書を市に提出する必要がありますので、ご注意ください。
詳しくは、環境政策課（☎47-8638）へ。

- | <p>▶対象浄化槽／50人槽以下の浄化槽で、所定の機能および保証制度の登録を受けているもの</p> <p>▶対象地区／大垣地域と墨俣地域は下水道事業計画区域外等の地区、上石津地域は下水道供用開始区域外の地区</p> <p>▶対象建物／設置後の維持管理責任が明確な家屋 ※合併処理浄化槽の更新（入れ替え）などの場合や建売住宅・アパート・店舗・事務所などの浄化槽工事は補助対象外</p> <p>▶補助限度額／右表のとおり</p> | <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置人槽</th><th>補助限度額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5人槽</td><td>33万2,000円</td></tr> <tr> <td>6～7人槽</td><td>41万4,000円</td></tr> <tr> <td>8～10人槽</td><td>54万8,000円</td></tr> <tr> <td>11～20人槽</td><td>93万9,000円</td></tr> <tr> <td>21～30人槽</td><td>147万2,000円</td></tr> <tr> <td>31～50人槽</td><td>203万7,000円</td></tr> </tbody> </table> | 設置人槽 | 補助限度額 | 5人槽 | 33万2,000円 | 6～7人槽 | 41万4,000円 | 8～10人槽 | 54万8,000円 | 11～20人槽 | 93万9,000円 | 21～30人槽 | 147万2,000円 | 31～50人槽 | 203万7,000円 |
|--|--|------|-------|-----|-----------|-------|-----------|--------|-----------|---------|-----------|---------|------------|---------|------------|
| 設置人槽 | 補助限度額 | | | | | | | | | | | | | | |
| 5人槽 | 33万2,000円 | | | | | | | | | | | | | | |
| 6～7人槽 | 41万4,000円 | | | | | | | | | | | | | | |
| 8～10人槽 | 54万8,000円 | | | | | | | | | | | | | | |
| 11～20人槽 | 93万9,000円 | | | | | | | | | | | | | | |
| 21～30人槽 | 147万2,000円 | | | | | | | | | | | | | | |
| 31～50人槽 | 203万7,000円 | | | | | | | | | | | | | | |

設置人槽	補助限度額
5 人槽	33万2,000円
6 ～ 7 人槽	41万4,000円
8 ～10人槽	54万8,000円
11～20人槽	93万9,000円
21～30人槽	147万2,000円
31～50人槽	203万7,000円

※現在、単独処理浄化槽または汲み取り便槽を使用しており、同一敷地内で合併処理浄化槽に転換する場合は、撤去費として、単独処理浄化槽から転換する場合は12万円を上限に、汲み取り便槽から転換する場合は9万円を上限に加算し、宅内配管工事費は30万円を上限に加算（建替・増改築を除く）

取り壊し時の注意事項

- ①浄化槽や、し尿汲み取り便槽を取り壊す前に、以下の市の許可業者に依頼し、必ず最終清掃を行ってください
【大垣地域】大垣メンテナンス（☎78-9086）
【上石津地域】＜牧田・一之瀬地区＞ 養清興業（☎32-0586）
＜多良・時地区＞ 中央清掃垂井営業所（☎22-0852）
【墨俣地域】中央清掃墨俣営業所（☎62-5266）
 - ②取り壊しを行う業者には、①の最終清掃の日程を連絡するなどし、作業を進めてください
 - ③取り壊しが完了するまでは、定期的に維持管理（法定検査、保守点検、清掃）を行ってください
- ※最終清掃を行わずに浄化槽や、し尿汲み取り便槽を取り壊すと、法律で罰せられる場合があります。また、浄化槽の使用を一時的に休止する場合も、休止前に清掃が必要です